重要事項説明書（訪問看護）

１．事業者概要

事業者名称	医療法人社団　つかだファミリークリニック
主たる事務所の所在地	千葉県成田市加良部5－7－2
法人種別	医療法人
代表者名	塚田　雄大
設立年月日	昭和53年7月15日
電話番号	0476－26－4750
ホームページ	http://www.tsukafami-clinic.com/

２．ご利用事業所

ご利用事業所の名称	つかだファミリークリニック訪問看護ステーション
訪問看護ステーションコード	関東信越厚生局長指定　4390076号
所在地	千葉県成田市郷部292－1　クローバーホーム成田１階Ａ号室
電話番号	0476－37－5588
開設年月日	平成29年9月1日
管理者の氏名	増田　晃子
サービス提供地域	成田市、富里市、酒々井町、栄町
第3者評価の実施状況	無

３．事業の目的と運営方針

事業の目的

可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供することを目的とします。

運営の方針

１．ステーションは訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養をできるよう努めなければならない。

２．ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

３．ステーションは事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

４．ご利用事業所の職員体制（令和７年７月現在）

看護師	5.1人
理学療法士	4人
作業療法士	2人

５．営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の休日、年末年始（12/29～1/3）を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

６．提供するサービス内容

	内　　容
訪　問　看　護 訪問リハビリテーション	①療養上の世話 　清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア ②診療の補助 　褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置 ③リハビリテーション 　食事・排泄・入浴・整容・更衣・移動・コミュニケーション・家事などのリハビリテーション ④家族の支援に関すること 　家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

７．利用料

（１）後期高齢者医療制度（長寿医療制度）を利用する場合

　７５歳以上の方は費用の１割（現役並み所得者の方は費用の３割）。

（２）健康保険・国民健康保険で訪問看護を利用する場合

　７０歳以上、７５歳未満の方で、平成２６年４月１日以降に７０歳になる被保険者等（誕生日が昭和１９年４月２日以降の方）については、７０歳になる日の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合が２割になります。

平成２６年３月３１日以前に７０歳になった被保険者等（誕生日が昭和１４年４月２日から昭和１９年４月１日までの方）については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となるため、平成２６年４月１日以降の療養に係る一部負担金等の割合は１割のままです。　現役並み所得者は３割になります。

　７０歳未満の方は、原則として費用の３割（義務教育就学前の方は費用の２割）を負担となります。

（３）交通費

　公共交通機関　実費

　自動車：150 円／2km（片道のみ、税込）　タクシー：実費相当額

（４）その他の費用

　①休日（土日祝日）、年末年始（12/29～1/3）　１日につき 2,000 円

　②2 時間以上の訪問看護の場合　30 分毎　1,000 円

　③死後の処置料　15,280 円（税込）

　④サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、物品、複写物等の費用は利用者様の負担となります。

　⑤税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とさせていただきます。

　※理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問になります。利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。

　※訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。

【基本利用料金】

訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	保健師、助産師又は看護師による場合	週３日目まで　5,550 円 週４日目以降　6,550 円
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	5,550 円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） ※同一建物居住者	保健師、助産師又は看護師による場合	同一日に２人 週３日目まで　5,550 円 週４日目以降　6,550 円 同一日に３人以上 週３日目まで　2,780 円 週４日目以降　3,280 円
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	同一日に２人　5,550 円 同一日に３人以上　2,780 円
訪問看護基本療養費（Ⅲ） ※外泊時	8,500 円	

訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費	月の初日　7,670 円 ２日目以降　訪問看護管理療養費１　3,000 円 訪問看護管理療養費２　2,500 円

【加算料金】

＜外泊日の訪問看護による加算＞

外泊日の訪問看護を実施した場合に、８，５００円が加算されます。

＜退院支援指導加算＞

厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態等にある利用者様が保険医療機関から退院する日に看護師等が療養上の指導を行った場合に、１回に限り、最初の計画訪問の際に６，０００円、長時間の時間を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときにあっては、１回の退院支援指導の時間が９０分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が９０分を超えた場合に８，４００円が加算されます。

＜退院時共同指導加算＞

主治医の属する保険医療機関または介護老人保健施設に入院・入所中の利用者様またはご家族に対して、主治医または施設職員とともに、看護師等が療養上の指導を行った場合に、１回に限り、最初の計画訪問の際に８，０００円が加算されます。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、重症者管理加算をできる状態にある利用者様については２ヶ所の訪問看護ステーションにより合計２回まで算定可能です。

＜長時間訪問看護加算＞

長時間の訪問看護が必要な利用者様に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、一人の利用者様に対し、週１回（１５歳未満の超重症児、準超重症児については週３回）に限り５，２００円が加算されます。

＜夜間・早朝訪問看護加算＞

早朝（６時～８時）・夜間（１８～２２時）に訪問看護を行った場合、１回あたり２，１００円が加算されます。

＜深夜訪問看護加算＞

深夜（２２時～６時）に訪問看護を行った場合、１回あたり４，２００円が加算されます。

＜複数名訪問看護加算＞

同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な場合に加算されます。

① 看護職員が他の看護師等（准看護師を除く）と同時に行う場合

・同一建物内１人　　４，５００円
・同一建物内２人　　４，５００円
・同一建物内３人以上　　４，０００円

② 看護職員が他の准看護師と同時に行う場合

・同一建物内１人　　３，８００円
・同一建物内２人　　３，８００円
・同一建物内３人以上　　３，４００円

③ 看護職員がその他職員と同時に行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く）

・同一建物内１人　　３，０００円
・同一建物内２人　　３，０００円
・同一建物内３人以上　　２，７００円

④ 看護職員がその他職員と同時に行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）

１日に１回の場合
・同一建物内１人　　３，０００円
・同一建物内２人　　３，０００円
・同一建物内３人以上　　２，７００円

１日に２回の場合
・同一建物内１人　　６，０００円
・同一建物内２人　　６，０００円
・同一建物内３人以上　　５，４００円

１日に３回以上の場合
・同一建物内１人　　１０，０００円
・同一建物内２人　　１０，０００円
・同一建物内３人以上　　９，０００円

以上が加算されます。

＜難病等複数回訪問加算＞

1日に２回または３回以上の訪問看護を実施した場合、加算されます。

① １日に２回の場合

・同一建物内１人又は２人　　４，５００円

・同一建物内３人以上　　４，０００円
② １日に３回以上の場合
・同一建物内１人又は２人　　８，０００円
・同一建物内３人以上　　７，２００円

以上が加算されます。

＜緊急訪問看護加算＞
利用者または家族の緊急の求めで、在宅療養支援診療所または24時間体制等要件を満たしている診療所の保険医の指示に基づき、緊急訪問看護を行った場合に加算されます。
・月１４日目まで　　２，６５０円
・月１５日目以降　　２，０００円

＜乳幼児加算＞
６歳未満の乳幼児に１日につき１，３００円（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合にあっては、１，８００円）が加算されます。
・乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者
①超重症児又は準超重症児
②特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
③特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

＜悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合＞
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた専門性の高い看護師が他の訪問看護ステーションの看護師もしくは准看護師又は当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師もしくは准看護師と共同して指定訪問看護を行った場合に１２，８５０円が加算されます。
① 悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている利用者
② 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
③ 人工肛門もしくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続又は反復して生じている状態にある利用者
④ 人工肛門もしくは人工膀胱のその他の合併症を有する利用者

＜専門性の高い看護師による訪問看護における専門的な管理＞
緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に専門管理加算として1月につき２，５００円が加算されます。

＜２４時間対応体制加算＞
利用者様、ご家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができます。
イ　２４時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合、１月につき、６，８００円が加算されます。
ロ　イ以外の場合、１月につき、６，５２０円が加算されます。

＜特別管理加算＞
訪問看護に関して計画的な管理を行った場合に、1月につき２，５００円が加算されます。重症度の高いものは、1月につき５，０００円が加算されます。
重症度の高いもの
① 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。

② 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。

＜訪問看護ターミナルケア療養費＞

訪問看護ターミナルケア療養費１

在宅で死亡した利用者又は特別養護老人ホームその他これに準ずる施設で死亡した利用者に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前１４日以内に、２回以上指定訪問看護（退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む）を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に２５，０００円が加算されます。

訪問看護ターミナルケア療養費２

特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、２４時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前１４日以内に、２回以上指定訪問看護（退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む）を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に１０，０００円が加算されます。

※遠隔死亡診断補助加算

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、１，５００円を所定額に加算する。

＜訪問看護情報提供療養費＞

訪問看護情報提供療養費１

利用者様の同意を得て、利用者様の居住地を管轄する市町村若しくは都道府県（以下「市町村等」という。）又は指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者に対して、当該市町村等又は当該指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、１月につき、１，５００円が算定されます。

訪問看護情報提供療養費２

別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、保育所又は学校（大学を除く。）等へ通園又は通学する利用者について、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、学校からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、各年度１回に限り１，５００円が算定されます。また、入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により当該学校等に初めて在籍することとなる月については、当該学校等につき月１回に限り、当該利用者に対する医療的ケアの実施方法等を変更した月については、当該月に１回に限り算定されます。

訪問看護情報提供療養費３

保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院（以下、「保険医療機関等」という。）に入院又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護係る情報を提供した場合に、１月につき、１，５００円が算定されます。

＜特別管理指導加算＞

特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算に特別管理指導加算を２，０００円上乗せして加算されます。

＜在宅患者連携指導加算＞

利用者様の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文章により情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合、月１回に限り３，０００円が加算されます。

＜介護・看護職員連携強化加算＞

喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合に、月１回に限り２，５００円が加算されます。

＜在宅患者緊急時等カンファレンス加算＞

在宅療養を行っている利用者様の状態の急変等に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問診療等をしている歯科医師や薬局の薬剤師、介護支援専門員と訪問看護師等とで共同で患家を訪問し、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に、月２回に限り２，０００円が加算されます。

＜ベースアップ評価料＞

・訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ

訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他医療関係職種の賃金の改善を実施している場合に７８０円が月１回に限り算定されます。

・訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ

賃金のさらなる改善を必要とする訪問看護ステーションにおいて、賃金の改善を実施している場合に月１回に限り算定されます。

イ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）１　　１０円
ロ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）２　　２０円
↓
ヌ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）１０　１００円
ル　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）１１　１５０円
↓
ソ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）１８　５００円

＜訪問看護医療 DX 情報活用加算＞

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供した場合に、月１回に限り５０円が加算されます。

８．キャンセル

利用者様の都合による当日キャンセルが続いた場合、状況により契約を解除させていただく場合があります。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急時やむを得ない場合を除きます。キャンセルは、利用前日の午後５：３０までに連絡をいただけるようお願いします。キャンセル料は不要です。

連　絡　先
つかだファミリークリニック訪問看護ステーション　　０４７６－３７－５５８８

９．利用料の支払方法

サービス提供翌月に請求書をお渡しします。お支払い方法は、下記の３通りです。

① 自動口座振替

申し込みから自動振替開始まで、最大３ヶ月程度要します。それまでの間は銀行振込もしくは現金払いとさせていただきます。

② 銀行振込（振込手数料は利用者様負担となります）

③ 現金払い

１０．苦情申立窓口

当事業所利用者様相談窓口	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時３０分 ご利用方法　電話　０４７６－３７－５５８８ 担当：増田　晃子

＊その他、最寄りの保健所等にご相談ください。

１１．緊急時の対応方法

利用者様の主治医への連絡を行ない、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。

緊急連絡先	氏　名	（続柄　　）
	住　所	
	電話番号	

１２．業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行っています。

１３．衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行っています。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めています。

１４．高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	看護師　　増田　晃子

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針を整備しています。

④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１５．ハラスメント

適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化、委員会の実施等の必要な措置を講じています。また、利用者様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

以下の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づきサービスの提供を停止させていただく場合があります。

① 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
② 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
③ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
④ 長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

１６．身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとしています。

１７．損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

・加入保険会社名　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
・保険の内容　公益財団法人　日本訪問看護財団　あんしん総合保険制度

令和　　年　　月　　日

（乙）　当事業者は、甲１に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、□甲１　に
□甲２
対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

（乙）居宅サービス事業者
主たる事務所所在地　千葉県成田市郷部２９２－１
クローバーホーム成田１階Ａ号室

名　称　　つかだファミリークリニック訪問看護ステーション

説明者　　氏　名　　印

（甲）　私は、重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

（甲１）利用者　　住　所

氏　名　　印

（甲２）利用者の家族等　住　所

氏　名　　印

令和７年７月１日作成